

## 福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和6年10月16日（金）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 研修室
- 3 出席者  
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、坂口奈美、茅田照代  
事務局：吉村書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、長島書記、手賀書記
- 4 欠席者  
委員：橋本恵美、田原大輔
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 農林水産副部長（水産）あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：天谷菜海、此下美千雄
- 8 議 事
  - (1) 協議事項
    - ・全国内水面漁場管理委員会連合会 令和6年度提案の結果および令和7年度提案項目について
  - (2) 報告事項
    - ・令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会について
    - ・アユルアーの試釣会について
    - ・外来魚の再放流禁止に係る委員会指示の内容について
  - (3) その他

・議事録署名委員指名

原田会長：それでは、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、天谷委員と此下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・全国内水面漁場管理委員会連合会 令和6年度提案の結果および令和7年度提案項目について

原田会長：それでは、議事に入ります。

協議事項であります全国内水面漁場管理委員会連合会 令和6年度の提案結果および令和7年度の提案項目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、説明を始めます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

今申し上げました提案項目に係る資料といたしますのが、資料1から資料1-5という資料を使って説明します。途中で事前に皆様にお配りしたようなA3判の資料も入っています。説明の途中でもこの資料がないというようなことがありましたら、教えてください。

また、提案項目とはちょっと関係ないですが、カラー刷りのチラシみたいのが別で置いてあったと思います。こちらは前回、田原委員のほうからお話のあった外来魚のセミナーのチラシになっております。各自のお申込みということにはなりますが、もしお時間がある方がいらっしゃいましたらよろしくお願いいたしますというふうに田原委員から御伝言と資料を頂きましたので、またお時間があるときにそちらの資料も併せて御覧ください。

では、資料1から1-5を使って説明をさせていただきます。

A3判の資料1-4、別紙というものは、事前に案内と一緒に送付させていただいておりました令和6年度の提案項目と関係省庁の回答、令和7年度の提案項目案です。

実は、資料をお配りした後に国からの回答というのが若干増えた項目があるんですけども、令和7年度の提案項目案という部分に変更はありませんので、もし資料を持参していただいたという委員の方がいらっしゃいましたら、例えばそちらにちょっと今日意見をこういうふうに言おうとかコメントを記入頂いている方もいるかもしれませんので、そちらを御確認いただいても提案項目案には変更はありませんので大丈夫です。

それではまず、資料1を御覧ください。

令和7年度の提案項目案の協議に入ります前に、提案項目に係る大まかなスケジュールと令和6年度の提案及びその回答の報告からさせていただきます。

まず、資料1の1枚目に、令和6年度の提案に係るスケジュールが載せてあります。

昨年の令和5年の10月17日に本内水面漁場管理委員会で、令和6年度の提案項目の内容というものを協議しまして、その時点で提案に修正はなしというような結論になりまして、中日本ブロック協議会というところへ提案項目案を提出し、意見が取りまとめられました。

その後、全国組織の連合会で、第2回漁場管理対策検討会、役員会、通常総会を経て、最終版の令和6年度の提案項目というものを作成しまして、令和6年7月4日・5日の2日間に分けて、関係省庁へ提案行動を行いました。これまでの過程で、提案内容というものは追加なり修正が行われてきたというものになります。

なので、まずは昨年の10月17日の委員会での説明時と提案文が変更になった箇所を抜粋して説明させていただきます。

資料は、資料1-2と、A3判の資料1-4の別紙、左側の列を御覧ください。

まず、資料1-2には、令和6年度の提案項目の変更点と各省庁からの回答というものをまとめております。

まず、資料1-2の2枚目になります。昨年の委員会で協議した提案内容からの変更点というふうに書いてありますが、まず、大項目のⅣ 河川湖沼環境の保全及び啓発について、(1)昨年の委員会の時点での提案というものは米印です。

(1)の米印、前年の委員会時の提案文とありますが、「河川湖沼の環境を保全し」という部分から「水辺環境の再生を図ること。」、この5行の文を提案文として委員会では報告させていただきましたが、「また、河川の」というふうになっておりますが、下線部分のように適正流量の基準の見直しを具体的に提案文の中に盛り込むというような修正を行いました。

次に、(2)に移ります。本文中の「その影響を防止する措置」という部分です。資料1-2のところでは、下線がついている部分です。前年の委員会の記載は「その影響を防止する措置」というふうな部分を「実効性のある対策」という、より強い表現にしたほうが良いという意見があったということで修正したということです。

また、続きまして(6)では、下線が付いた後段部分においてかなり文言が加えられておりますが、具体的に、誰が、どんな問題に対して調査や対策をすべきかというものを示したような形になっております。

この部分の修正につきましては、本県が所属する中日本ブロックのほうで意見が提出されて、そのまんま全国のほうでも反映されたというような形になっております。

続きまして、大項目のVI ウナギの資源回復についてになります。

まず、(1)につきましては、下線部分、「また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。」というこの部分丸々追加というような形になりました。文自体を少し増やしたというような形です。

また、(4)については、前回の委員会時の提案では「シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと」という、このような一文だけでしたが、後段部分のウナギの生産技術の展開、各都道府の関係機関にそういった技術を紹介するよというような技術展開に関する具体例を追記したというようなものです。

以上が、前回の令和5年の委員会での提案項目から実際にした提案項目の変更部分となります。

それでは、資料は資料1の2枚目に戻っていただいてもよろしいでしょうか。

「令和7年度の提案項目に係るスケジュールについて」というふうに書いてありますが、こちらに移っていきたいと思います。

流れにつきましては、先ほど説明した令和6年度の提案と同じような流れを踏んでいきます。

令和6年7月に実施された提案行動とその結果を踏まえて、全国の内水面漁場管理委員会で令和7年度の提案項目案について検討し、各ブロック、私たち福井県が所属する中日本、東日本、西日本の各ブロックに協議がかけられております。

また、提案項目の材料となる漁協アンケートについても依頼があり、こちらについては回答期限が別に設けられておりましたので、既に回答しているような状況です。

本日の委員会では、まずその漁協アンケートの結果を御確認いただいた上で、提案項目案について検討したいと思っております。

その後、原田会長と私で出席予定の11月14日に開催されます中日本ブロック協議会で本日出た意見等を提出していきます。

その後は、3月頃にかかります第2回漁場管理対策検討会、役員会、翌年度になります通常総会を経て、各都道府県の漁協アンケートを踏まえた提案内容が審議されて、来年7月頃にまた提案行動というふうになります。1年がかりのスケジュールになります。

では、まず本県の状況や変化を把握するため、毎年実施しております漁協アンケートの結果の報告をいたします。

資料は、資料1-3を御覧ください。

また、アンケートの本体、回答用紙が資料1-3の別紙として添付していません。

このアンケートは、提案項目に関わるデータの収集を目的として毎年実施しておりまして、大部分を県内の漁協の回答を集約し、各都道府県でその回答を取りまとめております。

ただし、魚病については内水面総合センター、カワウの被害については一部、県の自然環境課にも協力をいただいております。

また、外来生物と鳥類の被害件数というものを資料の1-3の下のほうに経年変化で令和3、4、5と過去3か年分載せておりますが、実はこの別紙のアンケート自体にこの数字が出てくることはありませんが、経年の変化を見せるためというものもあり、毎年お願いしているものです。

また、被害の件数というふうに書いてありますが、これはアンケート自体が漁業権の件数で回答するような部分が多くありまして、それに合わせてこちらも漁業権の件数で報告しております。

被害漁協の数で言いますと、例えば1漁業権の中で3漁協さんが共同で申請していると被害漁協だと3になるというような形になります。

この被害件数の調査結果を御覧いただくと分かりますが、大きな件数の変化というものは今回もありませんでしたが、日野川漁協においてコクチバスの被害というものが増加というふうな回答になり、プラス1件。また、ブルーギルとミシシippアカミミガメは逆に日野川漁協さんでは被害が見られなくなったということで減少。また、竹田川漁協さんにおいて、カワウ、サギ類の被害が新たに加えられましたので、昨年の結果よりも1件数多い14というふうになっております。

では、アンケートの本体の資料1-3の別紙を御覧ください。

資料1-3の別紙にあります令和7年度提案項目に係るアンケート調査、こちらにつきまして、アンケートの項目というのは例年同じものになっております。なので、昨年度からの大きな変化があった部分ですとか回答をちょっと変えましたという部分を抜粋して御報告させていただきます。

まず、このアンケートの2枚目になりますが、③になります。「外来魚の再放流（キャッチアンドリリース）の禁止について、都道府県や市町村、各内水面漁場管理委員会等で規制を設けていけば記述を願います。」というところについて、前回の9月24日に実は指示を発令することができましたので、それについて書きました。

ただ、効果及び課題と問題点ということで、まだちょっと効果はありませんが、発令後に出た課題については、関係者の意見交換会を開催し、翌年度以降の指示の内容や様々な事業に反映させていきたいというコメントをつけております。

また、④の新たに行った取組として、鳥浜漁協さんから普及啓発と看板、回収ボックスの併用、また日野川漁協さんからサポーター制度を記載しました。3つ目に、委員会として行った事例として、後の報告事項でも少し説明させていただきますが、天谷委員にかなり御協力いただきながら、コクチバスのキャッチ&イートを進捗するためのレシピの開発を御協力いただいているということもありまして、本アンケートに報告を加えさせていただきました。

次に、3ページになります。魚病についてになります。

魚病についても、この4つの病気が毎回聞かれておりますが、こちらについて内水面センター等にも確認したところ、本県での発生はなかったということで、基本的に変更はございません。

また、4ページ以降には、鳥類の食害対策についてということで、主にカワウの被害を計算したものを載せております。

ちょっと数字が細かくて申し訳ありません。カワウの被害については、年々被害額は増加しております。ただ駆除数は有害捕獲、いわゆる許可による捕獲というものが増加しております。狩猟だけではカワウの被害防止というものは難しいということですか、狩猟期間外に鳥獣保護区ですとか、休猟区でのカワウが多いということがやはりこのデータから分かりました。

次に、最後の6ページになります。漁場環境の保全及び啓発についてです。

こちらについては、県内の漁協において記載の事柄というものが該当しております。特にその他の自由記載に書いてあるようなことは、主に湖を漁場とする漁協における事例です。特に能登半島の地震のことに関しては北潟漁協さんから出されました。また、アオコの異常発生による悪臭というものは、鳥浜漁協さんと海山漁協さんから出されました。

また③のダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例について、こちらについては河野川漁協、敦賀河川漁協、若狭河川漁協で老朽化した魚道や河川工作物の改修、そういったものをどうするのかっていうような回答がありました。

アンケートについては以上になります。

では、令和7年度の提案項目の説明によりやく移らせていただきます。

資料は1-4を御覧ください。

提案項目の作成の注意点、留意点を真ん中に載せております。記載の3点になっております。

本要望活動というものは、そもそも内水面の取り巻く環境ですとか、その課題を網羅するという位置づけから安易に削除することが難しく、削除することでこの問題は解決されているのではないかというふうにみなされてしまって、例えばですけど国の予算の削減の対象となってしまうとかそのような可能性があるの

で、どうしても内容が膨大になってしまう傾向があります。ただ、膨大になり過ぎますと趣旨がぼやけて実効性に欠けるということになりますので、基本的には各委員会で内容は精査して、できるだけコンパクトにまとめること。また、限定された地域での事案は盛り込まないこと。また、提案結果を受けて翌年度の趣旨に反映させることに配慮するように留意点を伝えられております。

さらに、例年と違うこととして資料1-5をご覧ください。

こちらは、今までの委員会のこういった提案項目の際にはなかった作業で、提案項目の協議の際に、ここを中心に組み込んで欲しいという、提案項目における重点課題の選択というものが追加されました。

提案項目はIからVIIまでありますが、多いものでは、例えばIV番目の河川湖沼環境の保全・啓発は8つの小項目から構成されているところから、特に重要な課題というものを各県で抽出して、特にこの問題が、このブロックあるいはこの地域ではかなり問題になっていますというふうなメリハリをつけて要望するというものが背景にございます。

既に丸印と理由が資料には付いていますけれども、本県の今までの要望内容や各漁協で実施しているアンケートを基に、まずは事務局のほうで丸印とその理由を記載させていただきました。

この項目を選んだ理由につきましては、様々な対策をしていく上での予算の確保や漁協の経営の改善につながることで、長年要望しているけれども進展が見られていない課題を中心に事務局のほうで選択しました。

また、この資料1-5を見ていただくと分かりますが、○は1つであったり、2つ、多いものでは4つというふうに書いてありますが、これは全国内水面漁場管理委員会連合会のほうから指定がありました。どれか1つというよりは、その内容量に合わせて重要課題を選んでいくというような作業になっております。

なので、資料1-5の、特にこれが注目する課題で委員会を選んだのかなというふうなのを適宜確認していただきながら、ちょっと資料行ったり来たりにはなってしまう申し訳ありませんが、A3判の資料1-4の別紙を御覧ください。

資料1-4の別紙の1枚目っていうものは表紙になっております。この表紙の中で、それぞれの提案項目の一番上には趣旨というようなものがつけられておりますが、その中で数字が未記入のもの、黒丸や空欄になっているものは、先ほど御紹介させていただいた漁協アンケートの結果を全件取りまとめた後に数字が入るというようなことになっておりますので、今はその部分については説明も省かせていただきます。

ではまず、本題に入っていきますので、A3判の資料の2枚目になります。以前配った資料だとページがずれているかもしれませんのでご了承下さい。

I 外来魚対策から説明をします。

まず、左の列に令和6年度の提案内容がありまして、真ん中の黄色く薄く色がついているところが関係省庁からいただいた回答で、令和7年度の提案項目の素案というものが一番右側にあります。なおかつ、令和7年度の提案素案の部分が、赤字になっている部分とか見え消しになっている部分がありますが、これは令和6年度の提案から変更を加えた部分を分かりやすくしたものです。

事前に資料を配付させていただきましたので、全提案項目の説明というものは時間の都合上、省かせていただきますが、前年度の提案項目から大きな変更があったものや、本県に特に関係する部分についてを今日は抜粋して説明していきたいと思います。

まず、I番、外来魚対策についてです。

提案内容そのもの自体に大きな変更はありませんでした。

また、本県に関して言えば、内水面センターの外来魚の調査事業で小型魚の駆除が課題となっておりますので、そこを担保できるような最新の知見を取り入れた効果的な駆除技術の開発というものを小項目で言う1でしておりまして、意向は取り入れられているのかなというふうに判断しております。

他の部分につきましては、令和6年度の内容を一部修正することはあっても大きな変更はなく、引き続き要望していくというような形になります。

次にII番、鳥類による食害対策について。今日お配りした資料ですと5ページになります。

要望内容としては一番変更のあった項目にはなります。小項目の1、昨年度、カワウにつきましては令和5年度までに個体数を半減させる目標点を上げておりましたが、達成できなかったことから、国としては目標の期限を令和10年度まで延ばすということとしました。

ただ、一部の地域で追い出されたカワウがほかの地域に移動しただけで、かえって被害の地域は拡大しているという、そういった現状から銃器の使用の制限緩和など実効性のある対策を強く求めた提案に修正が加えられたということで、小項目1については、後半部分特に直したというような形になっております。

ほかの部分につきましては、令和6年度の提案項目と同文になりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、魚病対策についてです。資料は7ページを御覧ください。

7ページの、小項目2ですKHVの発生から20年経過して、国も暴露試験を重ねており、知見を有していることから、既発生水域からの移殖法で持ち出しの規制の解除を強く要請しておりました。これも言い方をもっと強くするよというように注意して見ておりましたので、そこができたかなというような形でした。

ただ、国からは状況を注視しながら継続的な指示の発令をというような依頼のような形の回答にとどまっております、状況としての進展は見られませんでしたので、継続提案するということになっております。

また、下の3番につきましては、赤字部分が令和7年度についてはかなり多く見られると思いますが、実は国からの回答を受けて提案を修正しているというようなものでして、要約しますと内水面漁業で扱う魚種に対する医薬品の拡大を継続してほしいということで、趣旨としては大きく変わっているものではございません。

次に、9ページに移ってください。

河川湖沼環境の保全及び啓発についてです。この項目は、全体として項目数が最も多く、一つ一つの提案が長くなっていく傾向がありましたので、留意点に基づいて文言の修正が多くございます。特に、例えば1番とかでも結構赤字になっている部分はありますが、大きく趣旨を変えるものではなく、よりコンパクトに伝えるための修正が入っているというような形です。

特に、本県に関係している項目として、少しページは飛びますが、12ページの4番になります。オオカナダモミ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖というような項目です。やはり漁協アンケートを見ましても、大野市漁協さんとかでは、まだ完全に消えてはないなというような御回答をいただいていたし、大きな被害がないにしても勝山市漁協さんのほうでも出たり出なかったりというような回答をいただいたので、完全に消えるということがすごく難しいのは重々承知ですが、環境省からはミズワタクチビルケイソウのように、被害があるということは分かっているも特定外来生物の指定を受けてない場合は直ちに対策ができないというような回答をいただいております、深刻な問題としてそういった特定外来生物の指定をしなくてもできることというものを関係者、特に国が先頭になって連携した対策を講じてほしいという趣旨に変更となりました。

また、14ページの7番になります。

天然遡上アユについてというところです。後ほど御報告させていただく全国内水面漁場管理委員会連合会の研修会でもこの遡上アユのことがちょっと話題になりましたが、天然遡上アユの資源量の予測というものは、放流を優先するか産卵場造成に力を入れるかなど、翌年の漁協の増殖行為に大きく関わっています。

資源の増減メカニズムの解明というものが漁協経営に重要であることから、継続した技術の開発とその技術に関係都道府県と共有してほしいという継続提案になっております。文言として大きな修正はありませんが、本県としてはここは重要な項目だと思っております。

次に17ページのウナギの資源回復になります。

本県は特に湖において重要魚種という認識です。実は令和7年12月から、この本文中にも記載のように、シラスウナギが流通適正化法の指定を受けることもあり、ウナギの資源回復の項目の大部分がシラスウナギに関することとなっております。ただ、放流用種苗の安定供給ですとか、漁獲サイズのウナギの資源の維持増加のためにも、基本的に一貫していることが広域な資源管理体制が重要であるというような趣旨で、どちらかといったら、内容自体に大きな変更はないけれども、継続審議していく課題としてウナギは取り上げられているなというような形になっております。

今説明をしなかった大項目で言うとV番とVII番です。放射性物質による汚染の対策という部分と内水面漁場管理委員会制度の保持についてというこの2つにつきましては、昨年度の提案内容と大きな変更というものがほとんどございませんので、引き続き要望していくべき課題としてそのまま残るということ。

また、資料1-5でも記載しましたが、基本的にはそういった課題に関しては、経営上ですとか予算のことを踏まえた課題の選定を行ったというような形になっております。

令和7年度の提案項目に関しましては、本県の重要視している事柄というものが一応素案として提出いただいたものは盛り込まれているということから、事務局としては特段の追加や修正というものは考えておりませんが、委員の皆様には事前にお配りさせていただきましたので、一通り読んでいただいた際に出た、例えば提案項目案に対する追加や修正、重点課題の選択に対して、例えば、事務局でつけた丸印に関してこっちのほうがいいんじゃないかとか、例えば外来魚ですと1番に丸をつけているけど、2番とか3番のほうがいいんじゃないかとか、そういった御意見、また本県での個別案件、こういったことがちょっと問題になっているけど、ブロック会議とかで紹介や協議ができるか、そういったもの何かありましたら御提案をお願いいたします。

長々とお時間いただきまして、申し訳ありません。

この令和7年度の提案項目案について、御協議のほどよろしくお願いいたします。

原田会長：ただいま事務局から説明がありました内容について、何か御質問とか御意見とか何か協議がございましたら。

いろいろなこの問題のあった漁協からは、何もこれございませんか。

埴田委員：すみません。意見ではないですが、ちょっと質問です。

天然アユの遡上に関するところで、都道府県と連携して調査研究を行っていくという要望が出ていますが、福井県の状況はどうでしたか。内水面総合センターのほうで毎年たしか調査をされていたと思うのですが、九頭竜川だけとか、特定の河川だけについてやられているのか、それとも経年的にずっとデータを取られ

ていて、ある程度例年の傾向というのが分かっているのかというのをちょっと知りたいなと思ひまして。

数字的なことじゃなくても、やられている、やられていないだけでも結構です。

事務局：内水面センターのアユの資源量の調査担当が出席している全国会議があり、基本的には九頭竜、日野川、笙の川で聞き取りをして取りまとめています。ただ、調査自体で言うと、九頭竜のほうと笙の川、敦賀のほうで資源量調査を内水面センターとして実施しています。聞き取り調査に日野川も加わっているというような状況です。

基本的に、令和6年に関しては、九頭竜のほうは遡上時期も早い。量が多いけど小さいという感じでした。日野川は平年並みで多くて小さい。笙の川に関して早く、遡上量が多い。ただ、ここだけちょっとほかのところと違うのが、ややサイズが大きいというので、ちょっと漁協さんの聞き取りになるとどうしてもサイズ感というのは感覚の部分もあるので。

ただ、この遡上状況というのは、毎年全国で聞いていて、実は今回は日本海側のほうで遡上量が多くて、太平洋側ではあんまり良くなかったというふうに、県単位というよりかは日本海側と太平洋側という感じで、大まかにですけど、その遡上の状況ですとか、そういった回答が一緒になってくるというような傾向はありますね。

ちなみに、令和5年だと日本海側はあんまり良いという回答がなくて、日本海側、さらに東北までちょっと良くなかったので、それに比べると令和6年は福井を含む日本海側はかなりよかったというような感じです。

埴田委員：それは国のほうで調べている話ですか。

事務局：国というよりかは、資源量を調査している各都道府県の研究員が集まるブロック会議みたいなので、一応そこの中の内輪資料という取扱になります。それを確定資料として公表しているとか、そういうものではないです。

埴田委員：そうですよね。話はよく聞きますが、どういう根拠で回ってくるのかなと思っていたので。日本海側が多いとあって…。

分かりました。

事務局：すみません。

埴田委員：いいえ、大丈夫です。

此下委員：いいですか。5ページにある鳥類による食害対策について、平成26年にそういうことをやろうというのが決まり、29年にリバウンドして、それから5年延ばして、このままで良いのかなという感じがします。5年かけても多分、思う目標に達成できないと思います。イコール、もうちょっと強いことをやってもえんかなと思います。

地元のほうでは毎年増えている感覚を持っています。大野だけでなく、九頭竜全体でそういう傾向なので、もう少しきちっとやっていただきたいなと思っております。

原田会長：御要望も強くするということですか。

事務局：提案項目をもうちょっと強く何か変えたほうが。

此下委員：せめて言葉だけでも。

事務局：令和5年度もリバウンドして、その原因がどちらかといったら1か所に集まっていたものが、むしろちょっと分散してしまっている感じなので、果たしてどうやって伝えるのが一番伝わるか分からないですが、今までの文言よりかはこの令和7年度提案素案の1の部分ですよね、今此下委員がおっしゃっているのは、1の部分に対して同じような目標の設定だけでいいのかということですね。

此下委員：そういうことですね。

原田会長：文言を事務局のほうに任せて。

此下委員：ええ、それはもうお任せしますけど。

原田会長：もうちょっと強い文言に。

事務局：はい。

原田会長：これ以上はしゃあないけど。強く言ったところで。

事務局：何か具体的にはありますか。こういう表現や文言を入れたいというのはありますか。「銃器の使用の制限緩和」というふうには書いているんですけど、それ以外で。

此下委員：この猟期の時期を外れているらしいんですわ。先々週、勝山で空気銃を使って駆除したそうです。すぐ警察へ危ないんじゃないかと連絡した人がいたそうです。

初め、大野にも電話がかかってきました。そういうことで、新たなことをして駆除を少しでもしたいと思っているところですが、それくらいみんな動くようになったということですね。

組合長さん、自分で空気銃を求めて、何十万かするやつを購入したけど、うまくいかなかったそうです。

事務局：漁協アンケートを見ても分かりますが、どちらかといったら狩猟ではもう全然カワウは捕れなくなっていて、有害捕獲、許可ですね。許可に基づいた処理というか、そういった方法でしかカワウは捕れないってなる。そもそもカワウがいる場所が、もしかしたら狩猟の場所というのはもう手を尽くすまでもなくいなくて、住宅街だったり、銃が使えないような場所だったり、あるいは期間的に銃が使えない期間のほうの方がもう分かっているのかちょっと分からないですけど、そういった制限の緩和は、今対策を図ることというような、またふんわりとした言い方ですけど、例えばこれをその計画に盛り込んでもらおうとか、ちょっと絶対できることを増やすみたいな。

今の法整備の中だと多分できないことが多くて、できることは結構漁協さんも頭打ちなぐらいやってくださっているとは思っているので、そこについてちょっと文言は事務局のほうで整理して、何かいいのを考えます。

此下委員：ここに括弧してあります「銃器の使用の制限緩和」ということで、散弾銃の有効射程距離も35メートルとあります。薬莢というの、弾というのかな。弾を少し大きくするともう少し届くと思います。ウは賢いので、上へ上がったらもう弾当たらんということを知っているね。だから、何かその辺はまた警察のほうの縛りを少し緩和してもらおうとか。

これは猟友会のほうからの要望でしたが、もう少し届く範囲で撃ちたいということ。

事務局：弾の種類を変えるって、何か弾の種類の制限がかかっているのでしょうか。規制がかかっているのですか。

此下委員：かかっていますね。実弾でライフルみたいなのは使えません。

事務局：ああ、そうですね。

此下委員：散弾銃は使えるけれども、その散弾の中の小さな弾の大きさの問題、イコール火薬の問題になるらしいです。

事務局：それも規制の対象ですか。

此下委員：あります。はい。

だから、猟友会の方は人のいるところでは絶対撃ちませんで、安全なところから駆除に行きますが、それでもその規制があるから…。簡単に言いますと、ダム湖で手前から撃ったってパラパラパラで届かないですわ。ただ撃つだけ。撃ってから巣へ行って、巣を落したりとか、ひなを捕まえたりとか、そういうことしています。銃は中でも、それ一瞬的な感覚はありますが。

原田会長：それは何で、その弾で撃ったら駄目ですか。

此下委員：いやいや、だから、規制があるので駄目ですって。弾は何種類かあって、この弾ならオーケーという、そういうことが決まっているそうです。

原田会長：場所によってですか。

此下委員：場所というか、鳥についてかも分かりません。ちょっとそこまでは分からない。

原田会長：撃つものによるな。シシとかそんなものやとそんな弾では当たらん。

此下委員：ライフルですわ。

事務局：弾というかの銃の種類が違う。散弾銃とライフルがあって。今の話は散弾銃の中でその弾のばっと飛び散るやつの大きさがいろいろあったり、火薬の量にいろいろあって。それで、そんなに強力のやつは使えないということになっているということ。

此下委員：使えないのか。

原田会長：カワウ用の、要はこの弾ということになつとるわけや。

此下委員：はい。

原田会長：ほんなら、これもうちょっと。警察のほうに。

此下委員：要望を。

原田会長：これは警察のほうやで。

此下委員：警察のほうです。

原田会長：それはまあ、要望はしていても警察のほうやで。

　　そうやけど、それやったら何も役に立たない。届かないのであれば、何回撃つっても、結局、無駄なことやな。

此下委員：そうですね。

事務局　：カワウも、今だと35メートルぐらいでしょう。そうすると、最初は撃ち落としていましたけど、そのうち賢くなると35メートル距離取るようになって、逃げる。

此下委員：撃つたらすぐ逃げていく。円描いて上のほうで待機しています。どこか行けよという感じで。

事務局　：弾の種類を強力にして40メートルにすると、今度40メートルの距離を取るようになる気がしますけど。

此下委員：いや、そうでなくて、ここに人がいて、湖があつて、その向こうに巣がある。

　　その途中でパラパラ落ちてしまいます。届きもしないのに撃つたってしょうもないですけど。

原田会長：その近くまで船で行くか何かしたら。

此下委員：いや、みんな逃げてしまいますよ。

原田会長：ああ。でも、コロニーだけを落とすのであれば、それでもいい。

此下委員：そうですね。

事務局　：ああ、巣を落とすということですね。

此下委員：今年は親がずっとひなを守っていたので、1羽捕れましたけど、なかなか。罪がないって言えば、罪はないけど…。

原田会長：そりゃ、コロニーを落とさないことにはだんだんだんだん増える一方や。巣を落とさんことには。

此下委員：あんまり巣を荒らかすと、今度はほかに営巣地をつくってしまうので、その辺の兼ね合いが難しいです。今度は山奥へと探しに行かなきゃいけなくなる。

原田会長：三方五湖のほうはどうですか。

田辺委員：三方五湖の場合は、今1か所に集まる場所があります。それは三方湖の鱒川の川沿いに大型の人工の産卵場があるところに雑木があるところで、そこに寝泊まりしています。

原田会長：ああ、そうですか。

田辺委員：ええ。あそこは白黒ですわ。サギとウですわ。それがもう同じような場所にいるけど、ウが一番高いところに陣取っていて、下はサギなんかがいる。

三方五湖の場合は、今猟友会に頼んでいます。私は船を出しています。最初は結構近くまで行けましたが、最近はやっぱり早く逃げる。あんまり追っ払って三方五湖でいろんな場所に固まり出すと、もうどこへ撃ちに行ってもいいか分からなくなるので、今あんまり追ひ回さないようにしていますが、30羽ぐらいのウがもう1か所に固まっている。

今年度、何回か猟友会に出てもらいましたが、最終的に捕れたのは2羽だけです。もうひどいときになると100メートルぐらい先から逃げ出すので、非常に目がいいみたいな感じですね。賢い鳥だろうとは思いますが。

原田会長：巣を作っている。

田辺委員：巣はないです。だから、どこかから飛来してきている。

此下委員：中継地と巣があります。休むところ。

田辺委員：うちの場合は中継地で、巣はないです。ただ、どこから来るかも分からんし、追っ払ったらどこへ行くかも分からない。追っ払うというのはちょっと三方五湖ではあんまり効果があるとは思えないので、やっぱり駆除が必要だと思います。

先ほど散弾銃の弾の話、私も猟友会にちょっと関係がないので細かいことは分かりませんが、普通の散弾の弾では駄目みたいです。あんまり効果がない。当たってもそれだけ効果がないみたいな感じです。

今、猟友会の人に頼んでいるのは、もう一つ大きい弾です。中に入れる弾と火薬の量が違うので。もちろん鉄砲も違うわけやけど、銃口のちょっと大きいやつ、今それを使ってもらっています。

原田会長：それは良いですか。

田辺委員：うん。それやと当たれば落ちる。

原田会長：いや、警察の方が。

田辺委員：猟友会がそれをやっているから、別に問題無いと思います。規制にかかっていることはやらないと思いますから。

此下委員：あんまり突っ込まんところ。

田辺委員：うん。ただ、そういうものを使っていますよ。

原田会長：猟友会といっても、基準は福井県全部一緒だろうね。

田辺委員：そうそう。その弾をたくさん買って来たから、どんどん呼んでくださいと言っています。だから、特殊な弾だと思います。規制的に良いか悪いかは漁協にはわかりません。ただ、猟友会の人々がそうやって普通に使用しているから、恐らく許可されたものだと思います。

ただ、射程距離はやっぱり35ぐらいが限度みたいです。ばら弾では。散弾銃はそれぐらいが限度みたいです。

此下委員：そばまで行きますが、猟友会は決まりがあって、オレンジのベストと帽子を装備していきます。

田辺委員：その色を見ると逃げる。

此下委員：川を見回りしても、オレンジ色を身に着けておくと、まあすぐ逃げて行きますわ。

田辺委員：なかなか駆除もできないと思いますけど。

事務局：ここでちょっと発表できそうにはないですけど、多分、今までのやり方だと、ちょっとこれだけ長く時間かけてきてもうまくいってないから、どっちかというと抜本的にちょっと方針なり対策を変えて、それを盛り込んだ計画にさせていただくというような文言にこっちのほうで修正して、それを中日本ブロックに提出するという。

ちょっとここだけは被害がある漁協さんもたくさんいると思いますので、ここについては修正を加えたいと思います。

此下委員：よろしくをお願いします。

原田会長：じゃ、事務局のほうで強い文言で。

事務局：はい。

原田会長：それでよろしいですか。

此下委員：はい。

原田会長：ほかにありませんか。

天谷委員：今分かるようで差し支えなければ教えてほしいのですが。このコクチバス、資料1-3の被害報告のコクチバス4という漁協さんはどこか分かりますか。アンケートに記載している4漁協です。

事務局：コクチバスの4件ですけど、九頭竜中部さん、大野市漁協さん、奥越漁協さん、日野川漁協さん、あと竹田川漁協さんで4です。九頭竜中部と大野市は漁業権が共有で1つなので1カウントです。九頭竜中部と大野市で1、奥越、日野川、竹田川の4になります。

去年までは日野川がなかったので3だったというような状況です。

天谷委員：はい、分かりました。

事務局：これも漁協さんのほうにアンケートを取ってしまして、漁協さんのほうが遊漁者さんだったり、自分達が見回る段階でコクチバスの生息だったり、被害を感じているなど思ったら回答していただくというものです。なので、遊漁者は知っているけど、漁協まで情報が伝わっていないレベルだと、生息漁協数としたらもしかしたらもうちょっと多いかもしれないですが、漁協が対策をしなきゃと思っているのは今のところまだ4漁業権という感じですね。

天谷委員：はい、分かりました。ありがとうございます。

原田会長：九頭竜水系だけ？これ、中部はどんなんや。中部は入ってない？

事務局：これ、中部入っています。

事務局：中部入っています。

原田会長：日野川水系だけやな。

事務局：そうですね、まだ。上のほうというか。ただ、日野川まで来てしまったなという感覚はありました。

天谷委員：足羽川さんは入ってない？

事務局：入ってないですね。

田辺委員：いいですか。7ページのコイヘルペスに関しての文言がここに書かれていますが、回答の中にワクチンの承認とかいう回答がありますね。そのワクチンというのは近々できるような気配はありますか。

事務局：コイヘルペスのですか。

田辺委員：はい。というのは、三方五湖のコイは観賞用に非常に好まれてきて、きれいなコイだということ。

事務局：野ゴイですか。

田辺委員：そう。昔は生きたまま相当観賞用に出荷されたこともありますが、最近は生きたまま出せないということで観賞用というのがまずゼロ。食用に関しては、一旦こちらで絞めて血抜きをしてから出荷するという方法を今取っています。

もしこんなワクチンが実際できるのであれば、捕ってきたコイにこのワクチンつけて、観賞用に出荷できるというのが可能になるのであれば、ここにも「つくりたいと考えています」なんて書いていますけど、これは早急にそういうのを提出してほしい。

これはうちだけじゃないと思います。いろんなところで生きたままのコイの出荷というのが結構やりたがっていますから、その辺が早急にまたできるように水産庁、農水局との打合せを密にして、夢にならないように、実現できるように進めていっていただけるように強くお願いをしていってください。

以上です。

事務局：今のワクチンはKHVではないと思います。また水産庁というか国のほうも既発生水域が全部になってしまえば、多分、もうこういった指示って出さなくていいので、何も制限がなくなると言ったら変ですが、問題ないのですが、国のほうのホームページを見ていると、やっぱりKHVが既発水域だとしても、どうしても死亡事例が出たり、多量の変死の事例が出るとやっぱり野放しにできないので、未発生もそうやけど、既発生でも同じようにまた大量変死の事例が起きているという状況があるから、多分そういった制限もなくならないし、ワクチンとかもつくったとしても、どこまでそれが安価にみんなに手に入る価格まで落ちてくかというのは、ちょっとこの提案だけは難しいですね。一職員じゃ分からないところはあります。でも、進めてはいるという動きは分かるので…。

どうしますか。例えば組合長の意見をもう少し、例えば魚病のお薬のほうで何か記載を加えるか。それともKHVの項目に落とし込んだほうが良いとか。また

今、2番と3番に記載がありますが、2番はKHVに特化した提案項目で、3番はどちらかといったら薬について記載しています。水産用医薬品の国の開発というような形で2と3が分けられているような形ではありますが、KHVのほうに制限の解除プラスそういった薬の開発のことも書いたほうがいいのか、そんな感じですか。

文にするとすごく難しいですけど。

田辺委員：そうやね。全圏域ヘルペスに汚染されるというのも、それも考えられることやからね。それは絶対川の水がありますから。湖ばかりだと比較的どこの水持っていても免疫があるというのがあるかも分からないですけど、川の部分というのは、それはなかなかそういうことにならないと思うんで、何か早急にこんなのを生きたまま移動できるように、何らかのちゃんとした方策をお願いしたいなというふうに思っています。

事務局：どちらかといったら、こういう移殖、持ち出しの制限を解除するためにはこんな基準ですというような。解除に伴う基準があれば、それが守れるならいいですよねみたいな。守れないならそっちですよねという、ずっとそれを言っているだけなのかもしれないですけど。難しいな。

事務局：これ、ずっと言い続けていますけど、全然。同じ理由で国は動いてくれないという案件ですね。

原田会長：これは農水省へ言っていかなければいけない。

事務局：そうですね。

田辺委員：うちも一回、よそから、他県から入れるときに、生けすの中に何日か入れて、大丈夫であれば放流してもいいよというような。何かあんまり細かい話になると私は分からないですけど、それでうち、1回定期的にやってみたことはあるんです。

事務局：しかも内水面……。

田辺委員：あとはもうやってないですね。

事務局：それ恐らく、未発生水域からで種苗つくったやつを既発生水域に放流するというパターンですよ。

田辺委員：そうそう。発病しなければオーケーですね。

事務局：そうです。した後に発病すると大量変死が現場で起きるので、どこかで一回、既発生水域の水で飼育して、何もなければそのまま放流していいよと。

田辺委員：何かそれ一回、うちも同じ生けすを使ってやったことありますが、今でもそんな方法というのは可能ですか。

事務局：それは可能です。基準としては大きく変わってなくて、ただそのときも、私の聞いた話で、内水面センターに放流前の種苗をたしか検査してもらって、まずフリーヤというのを確かめた上で、たしか水槽を使って上部からの放流という

のを、たしか県外かどこかの種苗でしました。石川かどこか。ちょっと私も大分前なのでメモとしてすら持ってきてないですけど、そういったことはたしか、そういう作業をする前に、私も委員会指示とかに抵触しないかとか、そういうのを確認した上で一緒にやった記憶があるので、全くできないわけじゃないですけど、すごく何かしらの制限はかかりますし、そういったコイをつくっているところというのがやっぱりどうしても少ないので、既発生水域であることがもう結構多かっったりして、なかなかそういう種苗をそもそも持ってこられないとかいう問題があるので、どうしてもこの委員会指示があるとそもそも放流できないという大前提がある中で、多分、委員会指示違反にならない程度であればできることだから、今から三方さんやとか海山さんもそうですけど、前の湖で育てたのを放流すれば既発生やけど同じところから同じものを出すというような感じで、この委員会指示の中でもできることっていうのはゼロではないですけど、制約のほうが大きいということが現状であります。

ただ、鳥浜漁協さんが昔実施した方法が違法ではないので、そこは安心していただいて。その基準が昔から変わっているかということ、基準自体はずっと変わっていないので。

以上です。

事務局：それから今進んで、水田でつくって放流というのに繋がっているのだと思うんですけど。

田辺委員：そうですね。育成田という形で、現場のコイ、フナから卵を取って、卵を自然ふ化させて、そこで少し大きくしてということで、昨日、うちの育成田も放流しましたが、両方、コイとフナで60キロ近くありましたから、そのぐらいは一つの区画でできるかな。それが幾つもあるとお良いですけどね。なかなかそこまでちょっと手が回らない。

事務局：種苗の放流のほうはそうやって新たな手だてがありますが、今ちょっと言われるように、出荷するということは、全然動いてないということ。

田辺委員：そうそう、そっちは動いていません。

事務局：だから、既発生水域から生きたまま出荷するということは今全部止めている状態なので。

田辺委員：そういうことですね。

事務局：ええ。そこは何とかしてくれというような要望です。

田辺委員：その辺も、その薬がどんなものかも全然分からんし、恐らく水に溶かして、どぼんとつけるみたいな、そんなような感覚しか僕らないんやけど。

事務局：ワクチンをつくってくれというような要望もあるのかもしれないですけど、ワクチン開発になると、結局、採算性の問題がどうしてもついて回る。海のやつもそうですけど、どれぐらい市場規模があるかによってつくるもしくはつからない

というのが決まってきて、なかなか水産用医薬品は成立するのが難しいというのが現状です。

田辺委員：なるほどね。はい、分かりました。

原田会長：ほかに何かありますか。

いろいろ御意見をいただきましたが、一応事務局のほうで文言を修正していただきまして、中日本ブロック協議会への提出をさせていただきたいと思っております。

それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

原田会長：ありがとうございました。

じゃ、そういうことで。

事務局：はい。分かりました。

#### ・令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会について

原田会長：続きまして、報告事項に移ります。

1つ目の報告事項である令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会 研修会について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料は資料2を御覧ください。

A4の資料で連合会の研修会を抜粋してまとめたものと、この後ろにカラーの資料でスライドの資料があると思います。全部一緒にまとめたので見にくいかもしれませんが、2種類資料としてはございます。

スライドの資料2種類ありまして、右上に「2024/10/4-全国漁場管-アユ-坪井」と書いてあるのが、水研センターの坪井先生の資料になっております。

少しめくっていただくとスライドが64枚あって、その後、その後ろに「放流に頼らない増殖 志賀高原雑魚川の事例紹介」ということで、「2024/9/27」という日付だけ入っている資料が2つ目の長野水試の小松研究員の資料です。

では10月4日の金曜日に開催された研修会についての概要を報告させていただきます。

本委員会からは原田会長と私が現地、田原委員がウェブで参加をされました。

今年度は「漁協の経営改善」というものを研修のテーマとしておりまして、2つ講演がございました。

研修会の詳細につきまして、議事の概要がまず資料2にまとめております。

私からは、議事の内容に沿って簡単に報告をします。

こちらと、まずは前半部分の資料、スライド資料になります。「アユ-坪井」とふうに書いてあるこちらを適宜御覧ください。

まずは、(1)「赤字にならない！アユ漁場づくり」ということで、水研の坪井先生のほうにお話しをいただきました。

内水面の漁協は、アユがメインの漁協が多いですが、溪流魚のほうが放流経費以上の遊漁料収入があるということで、どちらかと言えばアユの赤字をほかの事業で補っている、賄っているというのが現状にあるそうです。

基本、天然遡上アユというのを大前提にし、十分に遡上があるときの放流はかえって逆効果というようなお話もありました。そのため、遡上がない場合は小さいアユを浮石や置き石の多いところに集中的に放流して、河川の水産力で大きくしたほうが良くて、その他遺伝子が地域によってアユでも異なるということが最近の研究で分かったということで、どうしても釣り人さんから人気で、湖産の放流とかを他県でもしてしまいますけれども、地のものの放流というのが重要だというふうに話しておりました。

また、次の報告にもありますが、特に太平洋側ではアユルアーの人気というのがかなり高くなってきていまして、国や水研は積極的に漁協で取り入れたらどうですかというような立場でした。

また、配付資料の5ページ目、28と小さく数字が書かれたスライドになります。アユの生残率についてちょっとお話がいただけて、「初期消耗」という言葉を使っていますが、アユの生残率は、最初、水色の丸から赤丸のところに行って、さらにまた水色の丸に戻りますが、この「初期消耗」後、つまり赤丸から後、赤丸からの水色丸というのが大きな変化がないということから、今までは1個目の左側の水色の丸を、資源評価をするときに調査の対象にしていたが、赤色の部分、ここを調査の対象にすることで、翌年の遡上量の正確性が向上するというふうなお話をしておりました。これについては、まだ全国5か所しかやれてないとは言っていました、この研究に移行しているそうです。

また、その評価については、資源の評価が今までよりも約1か月ほど後ろにずれてしまうので、予測自体が12月頃になってしまうというようなデメリットがありますが、より正確に予測できるというメリットがありますので、漁協には12月に予測をした結果を基に、放流戦略、種苗の放流の仕方、量だったり場所だったり、そもそも放流をここにすべきか等、そういった放流戦略を見つめ直してほしいとお話ししておりました。

また、カワウについても説明がありました。主に放流のアユの食害があるというふうに訴えていましたが、友釣りでもコロガシ釣りでも、人間の釣りによっても様々な成育ステージのアユを大量に採捕しているという実態がありますので、カワウはもちろん大きな問題ですが、友釣りとかコロガシ釣りのそれぞれの漁法にも制限なり規制をかけるべきではないかという提案をされておりました。

最後に情報として、国土省が地方の整備局に対して、全国の109の水域で環境目標を作成するようという通達が現在出されているそうです。例えば、維持流量設定基準という、先ほどの提案項目にもあった河川の維持水量ですが、現在の設定基準が魚の体高の2倍の流量があれば良いという大まかな基準になっているそうです。ただ、それはどの魚種のどんな時期のとか、本当に疑問点が多く、今までもこの基準は問題があるのではないかという意見が漁協、水産サイドからかなりあったということもあり、そういった部分に関して、環境目標を作成するときにも水産と土木が協力しながら、魚、生き物に優しい川づくりをする方向に向かっているということで、かなりこれは良い方向に進んでいくのではないのかというふうにありました。

また、場合によっては、関係の漁協さんにも国交省、地方整備局のほうから意見を聴くようなことがあるかもしれないので、ぜひ協力をお願いしたいということです。

ちょっと簡単にですが、まず1つ目の研修会の内容の報告です。

次に2つ目、「放流に頼らない増殖 志賀高原雑魚川の事例紹介」というのを長野県水試の方にお話しいただきました。後半のほうのスライドも併せて御覧ください。

委員会でも目標増殖量の協議をするので、皆様は御存じかもしれませんが、水産庁の通達の中では、漁業権者がすべき増殖行為というものには、積極的増殖と消極的増殖というものに区分されて、後者、いわゆる消極的増殖というものは、漁協に課せられた増殖義務の行為に当てはまらないというふうな区分けがされてしまっています。積極的な増殖というのは、いわゆる種苗放流や産卵場造成が該当しますが、消極的な増殖というのが簡易漁場の設置や禁漁、キャッチアンドリリースが消極的な増殖というふうに分かれています。

そういった区分もあってか、手軽でイベント化しやすい種苗放流というのが、放流効果が多少低かったとしても漁協においてやっぱり進められているし、それが漁協を苦しめているのではないかというようなお話で始まりました。

この雑魚川漁協さんというのは、イワナのみを漁業権魚種としておりまして、放流を一度もしたことがない漁場ということです。雑魚川の本流と支流があって、支流は禁漁で種川としています。本流のほう、遊漁者が入る場所についてもそこそこの技術が要る河川というような位置づけで、どちらかといったら家族連れとか初心者の方が楽しめる漁場というよりは、実力者が楽しむ漁場という位置づけだそうです。

ただ、放流を一度もしたことないということで、放流経費がかからないため、遊漁料をかなり安く設定しているということになっております。また、現場売りもせず、現場で金銭のやり取りもしないというふうになっています。

更に一度は産卵に寄与させるために、水産試験場に指導してもらって、全長制限というのを調整規則よりもさらに厳しく設定しているというふうに聞いております。

また、河川の水産力についてですが、放流を全くしていない河川ですが、お客さんが入る、つまり、漁獲能力があるという状況でも、イワナの生息密度というのが同じ県内の他の河川の2倍以上あるということです。さらに台風が来た時でも、翌々年には元の生息密度に戻るといって、ポテンシャルの高い河川だという紹介をしておりました。

そういったことでかなり人気のある河川、漁場ですが、遊漁料の値上げですとか震災というのがあって、遊漁料の売上げ自体は昔と比べたら下がってしまったという現状はあるそうです。ただ、県全体で比較すると、遊漁料の売り上げは下がったけど踏みとどまっているというような印象で、ほかの漁協のほうがより下がっているというような評価をしておりました。漁協が漁場の強みを理解して顧客を絞り込んで、結果、経営がうまくいっている事例という紹介でした。

そのためには、組合員や釣り人に協力してもらって、漁場把握を行うことが重要で、特に稚魚探しが一番手取り早いというような紹介をしておりました。その理由が、稚魚がいる環境というのは、いわゆる再生産できる、繁殖ができる何かしらの特徴があるためであり、1年間だけ頑張っただけで稚魚探しをするのではなく、無理のない範囲で何年にもわたって多くの人がかまなく継続してくれる方法を見つけていただければというようなお話でした。

研修会の報告は以上です。またお時間があるときに資料などは御覧ください。

原田会長：ただいまの研修会の報告について、何かお話ししたいことありますか。

#### ・アユルアーの試釣会について

原田会長：ないようですと、2つ目の報告事項でありますアユルアーの試釣会について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料は、資料3を御覧ください。裏表になっていて、裏に写真がついていると思います。

アユルアーについては本委員会でも何度も審議していただきまして、現在は多くの漁協で方針を反映した遊漁規則及び行使規則への移行手続というものをしております。ただ、漁協としてもそもそもの方針をやっぱり決めかねているというところが何件かございましたので、その一つの漁協である九頭竜川中部漁協さんが9月末に主催でアユルアーの試釣会というものを実施しましたので、その内容を情報共有という形で報告させていただきます。

9月29日に開催しましたが、本来はもう少し前に実施予定でしたが、台風の影響で延期となり、9月29日に延期したということです。

時間としては午前中に、女性や小学生を含む約25名が参加されました。そのうちの約半数がアユルアーそのものはやったことないという方、ふだんは溪流のルアーをされているということでした。残りの半分はほかの河川でアユルアーをしたことがあるという方です。

イベントでは、さおの貸出しやルアーの提供というのもありました。

始めにイベントの目的を簡単に皆さんに説明した後に、アユルアーの初心者と経験者の2班に分かれて、インストラクターの方、釣りメーカーの方がインストラクターとなって、釣りの仕方ですとか、漁場での注意点を説明もさらに現場に入ってもまた説明をするというような形で、説明もしながらインストラクターさんが参加者を見回って、その都度、危ないことがあればとか、釣り方の上で分からないことがあればサポートするというような形で実施しました。

アユルアーの試釣会後には、友釣りの試釣会も開催しました。

友釣りとの相違点としては、遊漁者層がかなり若いということです。このイベントは8時から12時でしたが、ルアー釣り自体は9時から11時の約2時間を設定していました。釣果は2時間で大抵の人が3匹から5匹ぐらいです。それでもかなり満足しているというのがちょっとびっくりしたところです。

また、ルアー釣りなのでリールもついていますが、投げるという感じではなくて、本当に引きずるといふか、遠くに投げるような漁法ではないなというような感じがしました。それほど1人当たりが占有する面積は大きくないかなというような印象です。

また、リールで引き上げてしまうからか、アユはどうしても友釣りの性質を利用しているので、体についている針を引き上げると身割れしてしまうので、たも網で受けてキャッチするというのは友釣りと同じかなというのがそば見ていて感じました。

参加者からの意見は、記載のとおり、かなり好印象でした。

また、釣果については、個人的には始まったばかりの漁法ということもあって、少なくとも満足するのか、それともルアー釣りというのがそもそも数を競うスポーツではないのかちょっと分からないですが、たくさん釣れていなくても楽しいという感じで、どちらかといえば大きいのを釣ってみたかったなというような、そんなお話でした。

ただ、現場で見ていた側としては、アユルアーをされる方が胴長とかで今回来られていまして、深いところまで入って行ってしまふとか、リールを操作するのにかかなり深いところに皆さんずんずん入ってしまうので、操作をするために脇をかなり空けた状態でして、実際、河床が不安定な状況で、なおかつ胴長と

かをはいているかなり滑りやすい状態で、より危険な感じがすごくしたので、どうしてもルールの周知というか、アユ釣りのそういうルール、ルアー釣りとは違うある程度のルールというのを周知させることがすごく重要だなと感じました。

また、釣りメーカーさんからも同じように、経済効果が高くて、商品とかは開発段階であるという、市場としてはすごく魅力的だというような印象はありましたが、ルアー釣りでもアユルアーというのはやっぱり別物というので、九頭竜川のように大きい河川では、溪流釣りのような軽装備では危険で、まだ十分な周知が必要であるというふうに話されていました。

実際にアユ釣りの装備品を伝えるパネルの展示もされていて、どちらかといえば同じ釣りというジャンルではありますが、アユの友釣りというのはなじみがあるんじゃないのかなというふうに感じました。

友釣り、アユ釣りのマナーを知る、釣れる場所やポイントを知るという観点からは、完全に時期や区別を友釣りと分けるべきではなくて、共存するエリアをつくったほうがいいのではという意見も釣り具のメーカーからはありました。

また、もう少し釣りの時期、今回は9月の末でしたが、9月の初めとか8月中にできればもうちょっと釣れたかもしれないけど、それでもアユルアーの釣りというものは友釣りと比べても1割ぐらいしか釣れないと。やっぱり友釣りのほうが断然釣れるということで、釣果を求める釣りではないというふうにお話しされていました。

このイベントを通して感じたこととしては、それぞれの漁協さんによって漁場も違うので、アユルアーが合う・合わないは、こちらから言うことは難しいですけども、今回はルアーのお客さん目線の試釣会だったので、「ルアー釣りがいいですよ」ってもともとが好きな方なのでそれはちょっと難しく、ルアー釣りを絶対受け入れるべきかという、そういう判断もできません。ただ今後、漁協からアユルアーの導入について相談があった際や、規則を認可する上ではこういう問題があるからこういう周知をしたほうがいいねとか、ここ本当にこのような区間設定で大丈夫かなというような判断材料になるイベントだなと感じました。

事務局からの報告は以上です。

原田会長：ただいま説明がありましたルアーの釣り会について、何か質問ありますか。

天谷委員：釣り具メーカーさんも「アユルアーは別物」と書いてありますが、九頭竜川でもアユの人もサクラマスの人結構深く立ち込んでいるのをよく見ます。それなりの知識もあって、ウェアとか装備もちゃんとしている。ただ子供の写真が出ていたので、言わばバスをやっているようなルアー愛好者と全く違うから、その感覚で、やってみたいってなるとかなり危険かなと思いました。

事務局：そうですね。実際来た人の格好がもう二極化されていました。友釣りされる方がルアーも挑戦したいというパターンと、小川から来ましたみたいな感じの人が

いて、本当に長靴の床の素材の一つ取ってもゴムの人もいればフェルトの人もいて。インストラクターの人がずっと走り回って、引っかかった釣り糸を取ったり、深い場所に行き過ぎて戻れなくなったりした人を助けていましたが、ちょっと怖いと思う場面は多かったです。ただ、知らないのも一番怖いのかなとも思っていて。やってみたいと思いつつ来たけどちょっと怖かったって。それもある意味ですごい勉強にはなったとは思いますが。

ただ、友釣りの試釣会をすると、みんな楽しいと言っていたので、どっちだったらアユのルアー釣りは友釣りの入り口になるのかなと。ただ、全部そろえるとお金がかかり過ぎるので、ルアー釣りの立ち位置が迷走するというか、これは釣果を楽しむものではない釣りで手軽っていう。その手軽さを取るにしても最低限守らなきゃいけないルールというか、仕様はどこが教えるべきかというか。

天谷委員：相模川のところに書いたときは「ルアー」という雑誌があるじゃないですか。

ああいうところでも紹介されていますか。

事務局：私はその雑誌を直接見たわけではないです。

天谷委員：雑誌とか、インターネット、SNSとかで。

事務局：太平洋側はもう本当に10倍ぐらい。普通の友釣りよりもアユルアーの方のほうで圧倒的に多くて、遊漁者数がすごく増えたっていういいことがいっぱい書いてあるので。ただ、河川の規模が全然違うので一概に、じゃ、中部さん、どうですかという。

天谷委員：河川によって違うもんね。

事務局：ちょっと難しいところはあります。

原田会長：これは中部漁協が主催で実施した。

事務局：はい、そうです。

原田会長：がまかつが道具を貸したんか。

事務局：がまかつさんとIMAさんがそういう機材、竿やリールを貸し出していました。

原田会長：貸してくれたんやのう。

事務局：あとはこういうルアーを提供して。がまかつのほうで講師の方を何人も連れてきてくれて、本当に各ポイントに複数人、講師さんも張りついて。

原田会長：がまかつのPRやな。

事務局：どうしても日本海側ってアユルアーそんなに普及していないので、釣り具メーカーさんもそういうお話があったらぜひという感じでぱっと来てくれて形となったというのがありますね。

天谷委員：何か冬にフィッシングショーか何か大きなあれが東京国際……。

事務局：ビッグサイトですね。

天谷委員：そうそう、ビッグサイト。あそこを一回見に行つて、どんな感じが探りを入れて。

原田会長：いつもこれ漁場があれやな。アユは禁止のエリアが多いのう。

事務局：そうですね。受入れとしては全面じゃなくて一部分にして。ただ、アユルアー単体を認めている専用区というよりかは、今、県内の漁協さんは、要はルアーの友釣りもできる場所というような設定ですけど、そんなに皆さん認めているわけではないというか。ただ、アユをメインにしている漁協さんで認めているというのは日野川さん、竹田川さんぐらいかなという。

竹原委員：いいですか。これはあくまでも中部の組合長が。

事務局：組合長がメインで。

竹原委員：メインでやったんでしょう。

事務局：はいはい。

竹原委員：これ、正直言って、各理事さんは知らないんじゃないかな。

いや、僕も正直言って、今日何やっているだろうという形で、福松大橋の下に車がたくさんあるから、ここ何しているのかと行ったら、ルアーの何かイベントやって。それで役員さんで確認して。

事務局：同じ日に下流のほうでは産卵場造成をしていて、さらにちょっと上でこのルアー釣りのイベントをしていたので。

竹原委員：僕らはその福松の下に今さぎり小屋があるけど、そのさぎり小屋にうちのメンバーで4人役員がいます。理事さん、監事さんと。みんなに知っているかと聞いたら、誰も知らないと。

事務局：そうだったんですね。

竹原委員：理事たちが何も知らない状態で、こういうイベントがあったので、組合で揉めそうです。

事務局：中部漁協さんもアユルアーの実態を知らないから、認可すべきか決められないというふうに相談を受けて、今回のようなイベントを企画したようです。

竹原委員：これ募集は何で募集したんやろう。

事務局：インターネットでしていました。漁協のホームページにそういうページができていて、詳細を聞いたら、募集していると。ただ、イベント自体はちょっと前にも事務局長の方とかにもこういうイベントが、遊漁規則上とかなんか、漁業法上何か問題になるかという相談受けたときに、いや、それは問題にならない。その日だけ解禁すればいいだけの話なので、しっかり周知だけはしてくださいというふうに言っただけなので。理事さんらも誰も知らなかったと言われると…。ごめんなさい。誰が理事さんで誰が理事さんでないか、分からなかったの。

竹原委員：要は、ルアー釣りでこういうふうにやったというのも、中部漁協でルアー釣りは禁止というふうに打ち出したわけですね、今年から。それを今、こういうような形でやっている。ちょっと折が合わない気がする。

事務局：最初にルアー釣りをどうするか分からないならば、みんな禁止にしてくださいと言っています。その代わり、こういう試釣会なり役員の意見を交えてこういう方針にしようとなったら、次の理事会、総会にかけて規則を変えてくださいと言っているのです、まず禁止にしたというのも、多分、本当に禁止という漁協さんと、どうしていいか分からないからまず禁止にしといて、ルールが分からない県外の遊漁者が漁場に増えるのも、トラブルに繋がるので。そこを防止するために一旦禁止にはしたけど、さあ、どうするか材料だったと思います。

ただ、本来であれば理事さんにも説明はしてないとちょっとおかしいかなとは思いますが。

竹原委員：普通だったら遊漁券も必要でしょう、これ。

事務局：これは試し釣りなので。

竹原委員：その試し釣りというのは誰が許可したんやということですよ。ちょっと分からないことが多いので、今これ持って帰って、うちの役員さんにも見せることはできませんね。

原田会長：まあ、あんまりそれは。

事務局：やり方としては、どちらかというところと一般の人に体験してもらうところを組合の役員さんにも見ていただいて、トラブルになるとかならないとか、そういった判断の材料にさせていただいた方が良かったのかなという気がします。

原田会長：恐らく組合長の話では、こういうことをまた今度は次の総会に恐らくお話しすると思います。その一応題材として、自分は何も知らないし、分からないから開催したのだと思いますよ。

#### ・外来魚の再放流禁止に係る委員会指示の内容について

原田会長：次が3つ目です。最後に、3つ目の報告事項であります外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料は、資料4を御覧ください。最後の報告事項になります。

前回の委員会で協議した外来魚の再放流禁止に係る委員会指示について、9月24日付で指示が発令されました。それに伴い、県のホームページでは勝山市漁協さんから、指示をより分かりやすい表現でというようなお願いがありましたので、ちょっとかみ砕いた表現で説明をさせていただきます、周知を図っております。

委員会指示が9月24日付で発令できましたので、それに伴い県のホームページではより分かりやすい表現での周知を図っております。

また、漁協関係なら全ての漁協と漁連、市町、遊漁承認証販売店にも通知を出しまして、まだ出し始めのところもありまして、今のところ問合せはありません。

今後の予定としては、さらなる周知を図るためにFISHPASSアプリのバナーの掲載について、まずは奥越漁協さんと相談しながら進めていきたいと思えます。アプリ会社さんにも趣旨を伝えておまして、坂口委員の所属するBO-GAさんにもちょっと協力をお願いしながら、より分かりやすいものがつくれないかなというところでは。

また、本日御欠席の田原委員から頂きましたチラシがお手元にあるかと思えますが、11月15日に開催する応用生物工学会といういろいろな県の知見研究機関で、外来生物について現状を知って保全していきましょうというような報告会で簡単にですが県の内水面センターが事例の紹介を行います、その中に委員会指示のことをちょっとつけ加えてほしいというような御要望があつて、そういった紹介する場をいただきましたので、事例紹介を簡単に行う予定です。

また、奥越漁協から強く要望のあつたコクチバスのキャッチ&イートの推進に向けて、レシピの開発というのを天谷委員に協力をお願いしながら進めていきたいと思つております。

より多くの遊漁者さんにこの指示を知っていただく、守っていただくために様々な取組をしたいと考えております。

こういう方法が良いという御提案がありましたら事務局までお伝えいただけると助かります。

報告は以上です。

原田会長：ただいまのこの報告につきまして、何か御質問ありますか。

天谷委員：すいません。前にも話がありましたが、この指示が出されたときに、釣り場に看板を設置する予定はないですか。

事務局：まだ何も。看板も奥越ということですかね。

天谷委員：ああ、そうですね。

事務局：看板を立てるのは漁協さんになってしまうので。

天谷委員：ああ、そうなんですね。

事務局：納得してもらわないといけないというのがありますが。

漁協負担だと多分設置できないものなので、どこまでそれを負担してあげられるかという感じです。

事務局：看板は以前だと結構場所さえ合意が取れば立てられましたが、最近、管理の問題が大分発生してしまつて、事前に例えば保険に入らなきゃいけない等、色々なハードルがすごく高くなつています。なので、ちょっと看板は費用対効果や管理のことを考えるとちょっと大変なので、何かほかの方法で周知できないかというの中ですらちょっと検討しています。

天谷委員：なるほど。

事務局：看板は、奥越さんでは二十何個ぐらい看板を実は持っているらしいです。それを警察から保険は入っていますかとかいうのを言われて、ちょっともうどうしようもなくなってきたから、現在では看板は縮小方向になっています。

天谷委員：ああ、そうなんですね。

事務局：また、その台風とか大雨とか災害がすごく多くなってきて、看板が二次被害を引き起こすことがすごく増えたのがあって、看板立てるなら、看板責任者と保険まで入って初めて認めてもらえるという、かなりハードルが高くなってしまったので、私らも安易に看板作ってくださいって言えなくなっちゃいました。

天谷委員：でも、FISHPASSのこういう方法は新しいと思うし、1年はやってみて、また成果を見ながら進めていけたらという。

事務局：そうですね。FISHPASSの社長さんには趣旨をお話ししたら、それはいいねというふうに言っていただけたので、ある程度内容が決まった段階でもう一度お願いにあがるかなというふうな形です。

天谷委員：はい、分かりました。

原田会長：何かほかにありますか。

#### ・その他

原田会長：ないようですと、最後にその他に移ります。その他、何かありませんか。何もありませんと、以上をもちまして委員会を終了いたします。御苦労さんでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会  
会 長

議事録署名員  
委 員

委 員